

## 社会福祉法人郡山婦人会役員等報酬等に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人郡山婦人会（以下本法人という）の定款第8条及び第21条の規定並びに評議員選任・解任委員会運営細則に基づき、評議員及び役員（理事及び監事）並びに評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

### (理事会等会議への出席報酬)

第2条 役員等が、理事会等会議に出席したときは、別表第1により報酬を支給するものとする。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合は、第3条の報酬及び交通費はこれを支払わないものとする。

- 2 会議出席にかかる交通費は別表第2により支給する。
- 3 本法人の職員を併務し、職員給与が支給されている役員等に対しては報酬等は支給しない。

### (役員等の業務報酬等)

第3条 理事長は、1日2時間以上業務にあたる場合は、別表第3により報酬を支払う。ただし月額100,000円を上限とする。

- 2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は別表第3により報酬を支払う。
- 3 業務にかかる交通費は別表第2により支給する。

### (報酬等の支給方法)

第4条 役員等に対する報酬は、それぞれ理事会又は評議員会に出席した都度及び業務を執行した都度支給する。

- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支払う。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

### (費用弁償)

第5条 役員等が公務のため旅行したときは、別表第4に定めるところにより費用を弁償する。

- 2 前項の規定にかかわらず、役員等及び苦情解決第三者委員が公務のため市の区域内を旅行したときは、日当のみとし費用を弁償する。
- 3 公務の都度通貨をもって本人に費用を弁償する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を行う。

(委任)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

この規程は、平成29年6月14日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年6月12日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年3月26日から施行する。

別表第1（第2条関係）

日額

名称	報酬の額
評議員会出席報酬	8,000 円
理事会出席報酬	8,000 円
評議員選任解任委員会出席報酬	8,000 円

別表第2（第2条 第3条 第5条 関係）

区分	費用弁償の額
用務地から半径5キロメートル以内の居所を基点とする場合	600 円
用務地から半径5キロメートルを超え15キロメートル以内の居所を基点とする場合	1,500 円
用務地から半径15キロメートルを超える居所を基点とする場合	3,000 円

別表第3（第3条関係）

日額

名称	報酬の額
理事長業務報酬	8,000 円
監事業務報酬	8,000 円

別表第4（第5条関係）

区分	費用弁償の額
交通費（運賃）	社会福祉法人郡山婦人会旅費に関する規程 第4条 第5条 第6条の規定による
日当	1日につき 3,000 円
宿泊料	1夜につき 13,100 円
食卓料	1夜につき 2,600 円